

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	資料 8-4
提出年月日	令和 5年 3月 2日

ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料

指摘事項

No. 230206-02	緊急時対策所	34-別添 1-7) 空調上屋(待機所用, 指揮所用)の基準適合上の位置付けを整理して説明すること(他の条文(4条, 6条等)の記載を確認し, 整合しているかの観点)。
---------------	--------	---

空調上屋は内部にあるファン・フィルタユニット等を風雪等の自然事象から防護するために設置したものである。設備分類と各条文での整理は以下の通り。

■緊急時対策所

- ・DB:「Cクラスの施設」及び「Cクラスの施設の間接支持構造物」
- ・SA:「重大事故等対処施設」及び「常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」

■空調上屋

- ・DB:「Cクラスの施設の間接支持構造物」
- ・SA:「常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」

なお、女川もファン・フィルタ等については緊急時対策建屋内に設置しており、この緊急時対策建屋は空調上屋と同様の整理がなされている。

4条 地震	「別紙 2 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討」の「第 4-1 表 泊発電所 3号炉 建屋外上位クラス施設一覧表」にて常設 SA 設備の間接支持構造物として上位クラス施設に設定されており、耐震性に問題がないことを整理する。
5条 津波	緊急時対策所は T.P. 39mの敷地に設置することにより津波の影響を受けない設計としている。 空調上屋についての記載はないが設置位置は緊急時対策所と同様である。
6条 自然事象	「別添 1-添付 1 補足資料-5:自然現象, 人為事象に対する安全施設の影響評価について」の「第 1 表 自然現象に対する安全施設の影響評価」にて空調上屋が自然事象に対して耐え得ることを整理する。
6条 竜巻	「添付資料 1. 1:重大事故等対処施設に対する考慮について」の「表 1:竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価」にて SA 設備を外部事象から防護することを整理する。